

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 19 日現在

機関番号：13801

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26381194

研究課題名(和文)小・中学校における法的対話の意識・能力の育成に関する基礎的研究

研究課題名(英文)Developing Abilities for Legal Dialogue in Elementary and Junior High School

研究代表者

磯山 恭子 (ISOYAMA, Kyoko)

静岡大学・教育学部・教授

研究者番号：90377705

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、市民のための法教育のあり方を考える基礎的研究である。本研究では、市民に必要な法的対話の意識・能力の育成を目指す法教育の理論と実践を多面的に分析し、小・中学校の法教育のカリキュラムを構想するために必要な視点の提出を試みた。その際、アメリカの「法教育」(Law-Related Education)を先行モデルとして取り上げた。さらに、小・中学校における法的対話の意識・能力の育成を目指す法教育の授業を開発し、考察を行なった。

研究成果の概要(英文)：This is the fundamental study regarding the state of Law-Related Education. The study suggested new perspective to Law-Related Education curriculum in elementary and junior high school by dimensionalizing the theory and practice on Law-Related Education regarding the abilities for legal dialogue. It focused on Law-Related Education in the United States. It revealed how to develop abilities for legal dialogue in elementary and junior high school through Law-Related Education units were developed and practiced.

研究分野：教育学・教科教育学・社会科教育学

キーワード：教育学 社会科 市民的資質 法教育 アメリカ 法化社会 法的対話 カリキュラム

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、日本の法化社会の進展に伴う現代の教育の課題に応えるために、市民のための法教育のあり方を考える基礎的研究である。

法化社会とは、法的な関係を基盤として成立する社会である。法化社会の進展を受けて、今後はますます、法的な関係の中でその問題を捉え直した上で、様々な法的な紛争解決に実体的に関与し、社会の中で多様な人々と法的対話を行ないながら、一定の法理念や実定法を基礎に価値的な判断を下す意識・能力、すなわち法的参加の意識・能力が、市民に求められることになる。しかしながら、これまで、市民の法的参加に必要な意識・能力という新たな資質の育成を視野に入れた研究・実践は、ほとんどなされてこなかった。

中でも、報告者が着目する法的対話の意識・能力は、法的参加の意識・能力の中核をなすと考える。法的対話の意識・能力とは、法やルールに関する提案、信条や意見を考え、表現し、多様な人々とコミュニケーションを図り、交流することができる意識・能力である。

アメリカの法教育 (Law-Related Education) にみる発想は、これからの市民の法的参加に必要な意識・能力の育成を目指した日本の法教育のあり方を模索する上で、十分に有効な示唆を与えてくれると考える。

## 2. 研究の目的

本研究は、市民に必要な法的対話の意識・能力の育成を目指した法教育の理論と実践を分析し、日本の小・中学校の法教育のカリキュラムを構想するために必要な視点を提出することを目的としている。その際、アメリカの法教育を先行モデルとする。

## 3. 研究の方法

主として、次の三つの手順を用いて、本研究の目的を達成する。

第一に、市民の法的対話の意識・能力の育成という視点のもとで、教育内容、カリキュラム、教材、学習指導案の分析・検討を行ない、法教育の意義と可能性を考察する。第二に、アメリカの各州の社会科と法教育の取り組みを調査し、アメリカの小・中学校における法的対話の意識・能力の育成を目指した法教育の現状と課題を検討する。第三に、これらの手順を通じて得られた知見に基づき、日本の小・中学校における法的対話の意識・能力の育成を目指した法教育の授業モデルを開発し、それらの実践を踏まえて考察を行う。

## 4. 研究成果

### (1) 法教育における法的対話の位置

近年、社会の変化の急速な進展によって、対話をし続ける市民のための教育のあり方が問われている。グローバル化がもたらす多様な価値観をもつ人々が暮らす社会と、情報

化がもたらす画一的な情報に支配される人々が暮らす社会との狭間で、市民として対話する能力は、一層重要性を増している。

このような社会において、市民は、全ての人にとって必要な共通の社会的な課題に向き合い、主体的に関与し、公的な場における議論に積極的な参加を行うことが求められている。そのため、今後の社会科授業では、人間関係の中で、意見の根拠を示しながら、お互いに誠実な対話をし続けることで、自分と相手の価値観を尊重し合い、合意を見出す学習活動が注目されつつある。

アメリカの法教育では、このような背景をもつ法的対話を取り入れた法的対話に関する学習が豊富に展開される。法的対話とは、法教育の内容の一つである司法と直接的に関連する概念である。アメリカの法教育では、司法のみならず、さらに幅広い日常生活および地域社会における公民的領域に、法的対話を位置づける特色がある。

### (2) アメリカの法教育における法的対話に関する学習の展開

#### アメリカにおける法教育の動向

アメリカのカリフォルニア州、オレゴン州、ペンシルバニア州、イリノイ州における法教育の動向を調査した。具体的には、各州における法教育の背景、法教育の目的、法教育の展開、法教育カリキュラムおよび教材の開発、および学校教育との連携の聞き取り調査を行った。さらに、各州において開発されている法教育カリキュラムおよび法教育教材を収集した。中でも、カリフォルニア州およびイリノイ州に注目する。

#### カリフォルニア州における法的対話に関する学習の取り組み

カリフォルニア州の法教育は、裁判所をはじめとする多様な機関の連携のもとで、法教育を推進する取り組みがみられた。カリフォルニア州の法教育は、市民として必要な法的な知識・技能・態度の形成を目指している。法的対話に関する学習では、法的な議論の場を設定し、対話する学習活動を展開している。

#### イリノイ州における法的対話に関する学習の取り組み

イリノイ州の法教育では、多様な機関が法教育を推進する取り組みがみられた。Mikva challenge では、教養と行動力を兼ね備えた市民を育成するために、学習の機会や生活に根ざした民主的な経験を提供している。具体的には、“Elections in Action Curriculum” “Student Voice Committee Curriculum” “Issues to Action Curriculum” “Democracy in Action Curriculum” “News Voice Power Curriculum” といったプログラムを開発している。法的対話に関する学習では、実際の行動および意思決定の場を設定し、対話する学

習活動を展開している。

(3) 中学校における法教育授業の提案 - 法的対話能力の育成を目指して -

「医療トリアージ」の開発 (藤枝市立高洲中学校 岩本知之)

単元開発の経緯

中学生に合意形成を目的とした話し合い活動をさせると、活発に意見を述べるが、合意を形成する段階になると、意見がまとまらず、行きづまってしまうことがある。また、合意が形成されたように見えても、集団内で発言力の強い生徒や勉強ができると思われる生徒の意見が、あたかも集団の合意として述べられることがある。

現行の学習指導要領では、生徒が現代社会をとらえる見方や考え方として、対立と合意、効率と公正という概念的な枠組みを理解し、その後の日本国憲法や政治、経済の学習などで広く活用することでさらに広く深く成長させていくことが取り入れられた。既に多くの実践が積み重ねられているが、そこにも先述した合意形成に関わる問題が生じているという現場の社会科教師の声をよく耳にする。特に、対立と合意よりも効率と公正、効率よりも公正についての問題が深刻である。その原因を踏まえて、次の三つを課題とし、それを克服するための授業を開発することとした。

ア公正について話し合っているが、互いの視点は違っており、合意を形成する段階になると意見は平行線をたどり、まとめることが困難になる。

イある社会的事象を教材として公正について話し合っているが、ある社会事象への認識の差があるため、合意形成する段階になると理解し合えなくなり、まとめることが困難になる。

ウ話し手は自分の意見の根拠を聞き手に理解させるように伝えることができていない。また、聞き手は話し手の発言の根拠を理解しようと聞くことができていない。

本授業は、中学校社会科公民的分野(1)私たちと現代社会 イ 現代社会をとらえる見方や考え方に位置づく。先述した課題を克服するための手立ては、大きく次の二つである。

第一に、多くの生徒が自分事としてとらえること、さらには、集団で共通の認識がもてる教材を選択したことである。具体的には、命や防災に関わる「医療トリアージ」を教材とした。第二に、教材や意見の根拠の理解を促すために、わかりやすい資料を充実させることである。具体的には、専門医の力を借りながら「簡易版医療トリアージ (START法)」「トリアージ対象者一覧」を作成した。

単元の指導計画

第1時「災害時に必要なもの・こと」では、災害時に必要なことを考えることから医療トリアージに着目し、対立と合意、効率と公正という概念的な枠組みを理解する。第2時

「医療トリアージに賛成? 反対?」では、医療トリアージに対する賛成、もしくは、反対の考えをもつことを通して、対立と合意、公立と公正という概念的な枠組みについての関心を高め、理解を深める。第3時「医療トリアージをやってみよう」では、与えられた資料をもとに模擬医療トリアージをする活動を通して、効率と公正という概念的な枠組みについての理解を深める。第4時「医療トリアージを振り返ろう」では、これまでの学習を生かし、現在の医療トリアージのルールを振り返り、効率や公正という視点で妥当性を検討したり、よりよい医療トリアージのルールを提案したりする。

紛争解決能力の育成を目指した授業の実際

単元の展開には、次の二つの特色があった。

第一に、第3時で、生徒が「トリアージ対象者一覧」にのっている患者を「簡易版医療トリアージ (START法)」の流れに沿ってトリアージを行うことで、杓子定規に判断する難しさを感じさせ、それまで医療トリアージに何の疑いももっていなかった生徒の思いを揺さぶることができる。他者と考えを伝え合うことを通して、効率と公正という同じ基準で考えたにもかかわらず、結果に違いが生まれていることで、効率や公正について多面的・多角的な考察があることを認識させ、理解を深めることができる。第二に、第4時で、現行の医療トリアージの制度の妥当性を効率と公正という視点で協議させることを通して、概念的な枠組みへの理解をさらに促進させる時間である。

授業後、多くの生徒が、「医療トリアージは限られた医療資源を効率よく活用するために必要な制度だと思っていたが、実際にやってみると、既にある基準に沿って公正に判断するのは難しかった。歩行可能だが高齢でケガがひどいXさんや小学生のYさんが優先的に治療されるように個人の様子に対して適切に判断することが公正だと思っていたが、話し合いを通して、非常事態であることを考えると、個人の様子で既に決められているトリアージに反する判断をすることは公正ではなくなってしまう。」と考えるようになった。

授業の成果と課題

本授業では、多くのグループでは意見の根拠を示しながら、自分と相手の考えや価値観を尊重し合い、合意を見出すことができた。さらに学びを進め、詳しいトリアージの在り方について話し合いを進めたグループも見られた。それらのあらわれは、ゲストティーチャーの救急看護認定看護師からも称賛された。

一方、本授業で生徒に身に付けさせた概念的な枠組みや話し合いのスキルを定着させることが、今後必要とされることだと考える。

一人ひとりが広義での主権者としての自覚をもち、公正な話し合いが行えるように授業を通して力を身に付けさせていきたい。

「国会議員や国会の役割」の開発（藤枝市立高洲中学校 櫻井翼）

単元開発の経緯

戦後70年が経ち、「安保法制」や「選挙権の18歳以上への引き下げ」など、日本は大きな変革のときを迎えている。社会情勢や国際情勢もまた、めまぐるしく変化している。そのような時代だからこそ様々な情報を取捨選択し、自分と他者の考えを比較しながら合意形成をして、新たな価値観を生み出していく力がこれからの時代を担っていく生徒には必要であると考え。本単元は、国会議員や国会の役割を中心に日本の政治について考えていく。生徒の意識にある「政治は難しいもの」「政治のことは分からなくて当然」という思いを、「政治は自分たちの行動で変わるもの」「政治は私たちの生活に関係があるもの」という意識に変えたいと思い、本単元を構成した。本単元では、知識や用語の習得だけで終わらないように生徒が主体となる授業展開を心掛けた。ランキングや意思決定、小集団活動など自分の考えをもち、発言する場面を作ることで、政治の学習に対して受け身ではなく、主体的な取り組みを生み出し、政治に対する興味につながっていくと考えた。本単元は、生徒たちが民主政治について学び、主権者として政治に参加することの意義を見つけてもらいたいという願いを込めて構想した。

単元の指導計画

本単元は8時間で構成した。本単元の第1時では国会の役割について学習した。国会の仕事の中で重要だと考える順番にランキング付けするという活動を通して、国会の役割、特に法律をつくることを学んだ。第2,3時では、衆議院と参議院の違いを比べ、衆議院に優越がある理由を主権者である国民との関係性から考える活動を行い、国会が国民の声を反映しやすい仕組みになっていることを学んだ。第4時では、国会議員の仕事や与党と野党、総理大臣の選出方法を学んだ。第5時では、選挙について模擬投票の活動を通して、比例代表制や小選挙区制などの仕組みと1票の格差など、現在の選挙制度の課題について考えた。第6時では、同日の3社の新聞を読み比べる活動を通して、1つの情報でも情報の発信の仕方により、伝わる印象が変わることに気づき、様々な情報を正しく収集することの重要性を学んだ。第7時は本時として、大阪都構想の住民投票の結果から、若者の投票率の低さがもたらす影響に気づき、18歳以上に選挙権が引き下げられることの是非について考えた。第8時は、本単元のまとめとして、民主政治を守るために、国と国民、それぞれの立場で何をすべきかを各自

がレポートにまとめる活動をして、小集団で発表し、本単元のまとめとした。

紛争解決能力の育成を目指した授業の実際

本時は、選挙権が18歳以上に引き下げられたことによる日本の変化を考える活動を通して、若者の政治参加の意義を考え、主権者としての意識を高めることを目標とした授業実践である。授業の導入では、2015年5月に行われた大阪都構想における大阪府民の住民投票結果「年代別・男女別賛否」を提示した。生徒は、グラフの結果から「ほとんどの年代で賛成の%割合の方が高いから、結果は賛成派が勝つだろう」と多くの生徒が予想した。そこで、もう一枚「反対705,585票、賛成694,844票」と書かれた結果を提示した。生徒たちは、「なぜ?」という表情とともに、「%だから、投票人数と違う」「年代ごとの投票率が違う」と本時の核心へと迫っていったところで、「この結果を大阪の人々は納得しているのだろうか」と生徒に投げかけた。小集団の話し合いでは、「民主主義だから、票が多い結果=納得している」や「実際は高齢者の意見が反映され、多くの若者は納得していない」「若者が投票に行かなかったのが悪いのだから受け入れるべき」などの意見が出された。少子高齢化により、高齢者の人数が若者よりも多いため、投票結果への影響力が高齢者の方が大きくなり、今後も同じようなことが日本各地で行われる選挙で見られる可能性が大きいことを確認し、「18歳以上に選挙権が引き下げられることで、日本の未来は変わるのか」と投げかけた。生徒からは、「18,19歳も政治への関心は高いから変わる。」「若い人が選挙に行けば変わる。」や「人口比率から考えると変わらない。」「若者は情報に流されてしまい、正しい判断ができないから変わらない。」という意見が出された。変わる、変わらない、どちらの意見の生徒も現状のままではよくないことに気づき、「現状を変えるために、自分たちができることは何か」を考え、選挙に行き、自分の1票を投票することの意義を学ぶことができた。

授業の成果と課題

授業の成果は、二つ挙げることができる。第一に、「高齢化社会における若者の投票率の低さ」がもたらす影響を考える上で、大阪都構想の資料は大変効果的であった。生徒の中に若者の投票率の低さは他人事ではなく、自分の生活に関わってくることに気づき、本時への意欲的な取り組みにつながった。第二に、政治や選挙は自分たちには関係がない、どこか遠い所での話という意識から、自分たちの行動が世の中を変えていくことができるかもしれないという意識をもたせることができた。

一方で、授業の課題としては、本単元や本時の実践が点で終わってしまった印象が強

く、他の単元とのつながりの意識付け授業者もまた生徒の意識としても弱かったと感じる。年間を通して、主権者を育てる意識を授業者がもち、現代社会における課題を「対話を通じた学び」によって考えていく実践を継続的に組み込んでいくことが、法的対話力を身につけた生徒の育成には重要であると考える。

#### (5) 教員養成学部・大学院における法教育授業づくりの取り組み

「おじいさんの契約 - 『平成版ぶんぶくちやがま』から考える契約 - 」の開発 (静岡大学教育学部 石川晃啓, 渡邊和彦)

中学校3年生を対象に、社会科単元「おじいさんの契約 - 『平成版ぶんぶくちやがま』から考える契約 - 」を、静岡大学教育学部の学部生2名で開発した。昔話「ぶんぶくちやがま」の契約場面をもとに、法教育教材を作成した。実際に、静岡大学教育学部附属島田中学校において、授業を実践した。

単元の目標は、契約に関する思考・判断・表現力を養うことである。

第1時「契約とは何か」では、資料「平成版ぶんぶくちやがま」を用いて、契約成立の要件や契約自由の原則、契約には義務と権利が発生することを学んだ。第2時「契約を解消できるとき」では、第1時での学びを活かして、契約の成立・不成立を判断する活動を行った。第3時「契約を解消できるとき」では、契約が解消できる特別な事例として、クーリングオフ制度が適用できる事例を扱って、契約が解消できるかを判断する活動を行った。

法教育授業の実践の成果と課題を踏まえて、学部生それぞれが、分析を行った。

「誰が責任を負うべきか」の開発 (静岡大学大学院教育学研究科 大山弘晃, 高田惇平, 柏木亮太)

中学校3年生を対象に、社会科単元「誰が責任を負うべきか」を、静岡大学大学院教育学研究科の大学院生3名で開発した。実際に、静岡大学教育学部附属島田中学校において、授業を実践した。

単元の目標は、紛争の場面を設定し、調停を通じた合意形成をする力を養うことである。

第1時は、授業前アンケートの結果を示した。事案を読んで、相談役と三人の当事者役の分担を行った。当事者役は、ワークシートに主張を記入し、相談役とそれぞれ個別に聞き取りを二回ずつ行った。聞き取りを踏まえて、それぞれが望む解決案を記入した。第2時は、相談役の立場が、第三者の立場であることを確認した。生徒は、相談役が考えてきた解決案に合意できるかできないかを理由とともにワークシートに記入した。小グループで、合意形成を目指して、解決案を話し合い、ホワイトボードに記入した。全体で解決

案を話し合った。本時のまとめを記入した。第3時は、前時までの授業を振り返り、私的自治の原則を確認した。レジで買い物をするときとレストランで食事をするときの事例を通じて話し合い、契約成立の要件を確認した。三つの事例を通じて、契約が解消できるときとできないときを判断して、話し合った。本時と単元のまとめを記入した。

法教育授業の実践の成果と課題を踏まえて、大学院生それぞれが、分析を行った。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計9件)

磯山恭子「社会科における法的参加の学習の授業づくりのあり方」『社会科教育』No.687, 明治図書出版, 査読無, 2016年7月, pp. 64-65.

磯山恭子「社会科における『法やきまり, 規範意識』の教育」教育出版株式会社編集部編『社会科教育時事キーワード集』教育出版, 査読無, 2015年4月, pp. 17-20.

[学会発表](計5件)

吉村功太郎, 磯山恭子「18歳選挙権と主権者教育」日本社会科教育学会第66回全国研究大会課題研究, 弘前大学教育学部(青森県・弘前市), 2016年11月6日, コーディネーター

[図書](計3件)

磯山恭子「法教育における公正に対するものの見方や考え方の育成 持続可能な社会の実現の視点から」井田仁康編『教科教育におけるESDの実践と課題 地理・歴史・公民・社会科』古今書院, 2017年3月, pp. 132-150.

磯山恭子「小学校社会科における法的リテラシーの育成を目指す授業の構想 法的参加学習の事例を通じて」唐木清志編『公民的資質とは何か 社会科の過去・現在・未来を探る』東洋館出版社, 2016年10月, pp. 28-37.

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

磯山 恭子 (ISOYAMA, Kyoko)  
静岡大学・教育学部・教授  
研究者番号: 90377705

##### (2) 研究分担者

なし

##### (3) 連携研究者

なし

##### (4) 研究協力者

なし